

泉佐野市保育所等紙おむつ納入等業務
公募型プロポーザル実施要領

泉佐野市 こども部 子育て支援課

泉佐野市保育所等紙おむつ納入等業務公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本要領は、泉佐野市保育所等紙おむつ納入等業務（以下「本業務」という。）の委託事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル「以下、「プロポーザル」という。」の実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 泉佐野市保育所等紙おむつ納入等業務

(2) 業務内容

本市の公立・民間保育園、こども園及び小規模保育事業所（以下、保育所等）に対し、紙おむつ等の提供を行う。詳細は、別紙「泉佐野市保育所等紙おむつ納入等業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 業務場所 泉佐野市内一円

(4) 業務期間 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

(5) 見積限度額 18,451,185円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和7年6月から令和8年3月の10ヶ月間の合計額

※見積限度額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額がこの見積限度額を超えた場合は失格とする。

※契約については、紙おむつ及びおしりふきの各規格の1人あたりの月額定額制利用サービス料金の単価契約または紙おむつ及びおしりふきの各規格1枚当たりの単価契約とする。

3 実施形式

(1) 募集方法 公募型プロポーザル

(2) 選定方法 事業者より提出された書類及びプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4 日程（予定）

募集要領の公表（HP掲載）	令和7年3月17日（月）
質問締切	令和7年3月31日（月）
質問に対する回答	令和7年4月10日（木）
参加申込み及び企画提案書の提出期限	令和7年4月16日（水）
企画提案審査	令和7年4月21日（月）
審査結果発表	審査終了後発表予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止をうけていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 業務一括再委託をしない者。
- (7) 本件に類似した紙おむつ等納入業務の実績を有していること。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和 7 年 3 月 17 日（月）から 3 月 31 日（月）午後 5 時まで
- (2) 受付方法 質問書（様式第 4 号）に記入の上、電子メールまたは F A X で提出するとともに電話で連絡すること。なお電話または口頭による質問には応じない。
- (3) 回答日・回答方法
令和 7 年 4 月 10 日（木）までに本市ホームページにおいて回答する。
- (4) 質問内容
質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ・事業所概要（様式第2号）
- ・業務実績書（様式第3号）
- ・誓約書（様式第8号）
- ・泉佐野市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式第9号）

(2) 提出部数 正本1部、副本1部

※「泉佐野市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類も併せて提出すること。

- ①商業登記簿謄本（現在事項説明書、履歴事項全部証明書でも可）
- ②本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3またはその3の3）
市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- ③支店・営業所の場合、本社の委任状

(3) 提出方法

郵送または持参（電子メールでの提出は認めない）

(4) 提出場所

「14 事務局」に記載のとおり

(5) 提出期間及び提出期限

令和7年3月17日（月）から4月16日（水）午後5時まで【必着】

※期間内の提出については、最終提出日を除き、平日午前8時45分から午後5時15分までの間に提出すること

8 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和7年3月17日（月）から4月16日（水）午後5時まで【必着】

※期間内の提出については、最終提出日を除き、平日午前8時45分から午後5時15分までの間に提出すること

(2) 提出方法

郵送または持参（電子メールでの提出は認めない）

(3) 提出場所

「14 事務局」に記載のとおり

(4) 提出書類等

- ①企画提案書表紙（様式第5号）
- ②予定担当者調書（様式第6号）
- ③企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とし、おむつ及びおしりふきに、
については、メーカー、商品名及び規格毎に月額定額制利用サービス料金、または
1枚当たりの単価（税抜）を明記することとし、取り扱いのない規格がある場合
は見積書に取り扱い無しと、記載すること。また、仕様書に示す要求事項を上回る
独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。
- ④工程表（様式自由）
- ⑤価格見積書（様式第10号）金額は仕様書に定めるおむつ及びおしりふきの納入
見込数量に規格毎に1枚当たりの単価を乗じて得た額の総額（税込）
とし、見積限度額（消費税及び地方消費税を除く）以下の金額とすること。
また、提出の際には代表者印で封印の上、提出すること。

⑥紙おむつのサンプル（S サイズのテープタイプ及びパンツタイプ、L サイズ以上も対応可能なテープタイプ）のサンプル 9セット） 6セット

⑦おしりふきのサンプル 1パック

（5）提出部数 正本1部、副本6部

（6）作成上の留意点

①文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。

②文字を補完するための図、表、写真、イラスト等の使用は任意とする。

③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。

④企画提案書の下段中央部にページ番号を付すこと

⑤用紙サイズは、A4を基本とし、A4を超えるものは折込でA4とすること。

9 選定方法

本業務を委託するにあたり、参加資格の審査及びプロポーザルの提案内容の審査、選定を行うため、泉佐野市保育所等紙おむつ納入等業務委託事業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置して、当該業務の遂行に最も適した委託事業者を選定し、その者を優先交渉者と定め、契約締結に向けて契約内容等の交渉を行う。なお、交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の優先交渉者と交渉を行うものとする。

（1）プレゼンテーション審査

① 実施日時 令和7年4月21日（月）

※実施時間等は、後日通知するものとする。

※プロポーザルへの参加事業者数等により変更する可能性がある。

② 実施場所 泉佐野市役所

③ 実施方法

内 訳	時 間
準備時間	5 分間
説明時間	2 0 分間
質疑応答	1 5 分間
撤去時間	5 分間（※可能な限り速やかに実施）

ア．プレゼンテーションの会場への入室は本業務の主担当を含む4名以内とし、説明前に入室者の氏名を口述するものとする。また、主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。

イ．プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器は、各提案者が用意すること。ただし、スクリーン・プロジェクターは委員会が用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

ウ．プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

10 委託先候補者の選定

委員会において、下記の事項に基づき、委託先候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ①委員会における審査において、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。なお、あらかじめ設定した最低基準点（評価配点合計の6割）に満たない場合には、選定を行わず、再公募するものとする。
- ②評価点が同点の場合は、全体評価項目の評価が高い事業者を選定する。
- ③提案者が1者のみの場合、最低基準点（評価配点合計の6割）以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。なお、候補者が1者の場合においては、客観的評価項目を除いた評価点で判断するものとする。
- ④委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、別表「審査項目」に基づいて審査を行う。

11 結果通知等

審査結果は、委託先候補者（優先交渉者）として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定または非選定の結果及び総合点を通知するとともに、委託先候補者（優先交渉者）となった者については、本市ホームページに掲載する。なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

12 契約締結等

審査の結果、委託先候補者（優先交渉者）として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1)「5 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、または委託先候補者（優先交渉者）が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

13 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、泉佐野市情報公開条例（平成11年12月22日条例第27号）に基づき公開する。

14 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただ

し、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。

- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 審査により選定された委託先候補者（優先交渉者）は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から、再度、仕様及び価格等の細目について協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、本業務の目的達成のために契約予定者と協議の上、決定することとし、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合。
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合。
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合。
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合。
- (11) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

15 事務局

〒598-8550

大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号

泉佐野市こども部子育て支援課（保育係）

電話番号：072-463-1212（内線2383）

FAX：072-469-3363

E-MAIL：jidou@city.izumisano.lg.jp

別表「審査項目」

区分	審査項目	評価内容	配点
全体評価項目	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5
		事業を効果的、効率的に実施するための提案であるか。	5
	企画内容の実現性	提案・企画内容が具体的で、実現性があるか。	5
	事業への理解・知識	事業内容及び目的のに関する理解・知識が十分あるか。	5
	納入品等に関する提案	紙おむつ等の品質等は保護者等のニーズに合ったものとなっているか。	10
		最小発注単位が提示されており、妥当であるか。	5
	発注・在庫管理等に関する提案	発注方法及び在庫の管理方法は保育士の負担軽減に配慮されているか。	10
		配送方法が提示されており、施設への配送は十分に行えるか。	5
		誤発注が発生した場合の対応は提示されているか。	5
	事業実施体制に関する提案	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5
		おむつ等の配送に係る物流体制は確保されているか。	10
	追加提案	仕様書以外の追加提案の内容について	10
小 計			80
客観的評価項目	実施体制	泉佐野市内に事業拠点があるか。 （泉佐野市内5点、大阪府内4点、大阪府外3点）	5
	価格点	価格点の満点 × $\frac{\text{（提案価格のうち最低価格）}}{\text{（自社の提案価格）}}$ （15点） （※小数点以下切り捨て）	15
	小 計		20
合 計			100

別表の各審査項目について、配点×評価区分による絶対評価で点数をつける。
(客観的評価：実施体制及び価格点を除く)

A:優れている	配点×1.0
B:やや優れている	配点×0.8
C:標準	配点×0.6
D:やや標準に満たない	配点×0.4
E:標準に満たない	配点×0.2